

## ■通学路の交通安全確保に向けた取組の更なる推進について

平成28年10月28日には、神奈川県横浜市において登校中の児童の列に車両が突入し、1名が死亡、6名が重軽傷を負う事故が発生したほか、同年11月2日には、千葉県八街市において同様の事故により4名が重軽傷を負う事故が発生するなどしており、発生がやまないこれらの不幸な事故に対して、子を持つ親としても心を痛めているところです。

これらについては、「通学路の交通安全の確保の徹底について（通知）（平成28年11月28日の文部科学省、国土交通省、警察庁通知）等に基づき、さらなる継続的な取組の必要性が示されているところであり、今後も、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づき、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携して下記の事項に留意の上、通学路の安全確保に向けた取組を更に推進していく必要性が示されています。（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1379895.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1379895.htm)（文部科学省ホームページ））

通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況（平成27年度末時点）によると、対策必要箇所（全体数）74,483箇所に対し、対策済みが68,931箇所（92.54%）となっています。これらの主な対策の例としては、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の新設等がありますが、道路管理者や警察が実施する対策等ハード的な対策は時間とお金を要します。地域の方々との協力連携による見守り等通学路の交通安全確保等ソフト的な対策については、共済事業として認められている安全普及啓発活動等で実施することができます。子ども達が笑顔で元気よく学校生活を送ることができるよう災害の未然防止の一つとして、是非取り組んでみてはいかがでしょうか。

## ■共済法基礎講座（第8回）

**New!**

第8回は、立入検査についてです。

### 立入検査行為とは

P T A・青少年教育団体共済法（平成二十二年六月二日法律第四十二号）

#### （立入検査）

第十八条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは会計の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

立入検査は、法第18条に基づき、共済事業が適正に実施されているかを確認するために、共済団体の事務所に行き、共済事業の実施状況や財務状況等についてヒアリングや会計帳簿等を確認するものです。

共済団体は、法14条や規則第29条に基づき、事業年度終了後三月以内に業務報告書を提出することとなっています。行政庁では、提出された業務報告書記載の事業活動の概況や運営組織の状況、そして財務状況等について確認しています。

業務報告書だけでは確認できない項目やヒアリング等が必要なものは、事前に資料の提出を求めたり、立入検査の時に確認しています。今後も継続して事業を実施することができる組織体制になっているかも確認しています。

文部科学省では、年1回の立入検査を実施しています。旧公益法人制度の立入検査では、2～3年に1度の検査であったかもしれませんが、共済団体が1年間に取扱うお金が数千万円から数億円と高額であることや、加入者保護の観点からも、法令違反や規程違反については、早期に是正する必要があることから、年に1回共済団体の事務所へ伺い、確認させていただいています。

検査実施にあたっては、日時や重点検査事項等を約1か月前に文書で共済団体に事前に通知し、立入検査後は、法令違反や規程違反は文書で指摘し、改善して欲しいものについては口頭注意としています。文書指摘は是正を求める事項ですが、指摘された事案に対して、その原因や今後の対応策等を記載した報告書を期限を定めて提出することを求めています。

今年度の実績としては、公益社団法人全国子ども会連合会に対しては4日間、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に対しては2日間の日程で実施しました。府や県の教育委員会では、半日程度の立入検査が多いようです。

なお、共済室では、教育委員会向けに立入検査の支援についても実施しています。業務報告書の確認から立入検査の方針、当日の確認資料や進め方等について、担当者の方と相談しながら進めております。



## ■おしらせ

・今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要です。お早目に御相談下さい。

・教育委員会において、立入検査等の事前相談、同行等のサポートが必要な場合もお早目に御相談下さい。

・「共済事業の実施に関する調査」を都道府県教育委員会を通じて実施しました。全国のP T Aや互助会等の共済や保険事業の状況を把握するための調査になります。御忙しいなか、御理解と御協力ありがとうございました。

・認可申請に向けた御相談も随時受け付けております。認可までのスケジュールを決め計画的に進めていく必要があります。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：12月26日＞

## ■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ New!

一般財団法人岩手県学校安全互助会

～久喜事務局長に聞きました！



### 2年間、共済事業に携わって、いかがですか。

就任当時、一から勉強のため、職員に教えてもらうために、仕事の手を止めさせてしまうなど、大変迷惑をかけました。当たり前と思われている表記や手続き等でも、分かりやすい表記や動きやすい手続き等に改めるよう努めてきたつもりです。

### 事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

不十分なながら、計画的な業務執行のための進行管理、事実を見落とさないためのチェックの機能を果たせるように努めています。

### 共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

ルールに基づいた公平な事務執行が行われることと、学校等との信頼関係に基づいた連携だと思っています。

### 貴会の課題等がありましたら、教えてください。

共済事業では、収支バランスの維持。法人関係では、資金運用環境の変化に向けての対応策の検討、さらに中長期的には後任者への容易な業務の引き継ぎを可能とするための業務処理の標準化の実現と思っています。



中央が久喜事務局長  
左：伊勢沢臨時職員、右：田中次長

～ 山崎事務局長に聞きました！

## 公益財団法人富山県PTA親子安全会

### 共済事業に携わってみていかがですか。

本年4月から担当することになりました。公益財団法人でもあるので、暗中の模索の日々です。「安心があると、PTA活動はもっと楽しい」となるために、歴代の理事長をはじめ多くの方の熱い想いがあって、今があることを強く感じています。



安全教育研修会で挨拶をする松嶋理事長

### 共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

PTAが安心して活動できるように、被共済者側に立つ対応が望まれると思います。スムーズな対応も必要だと感じます。

### 事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

理事会や委員会で協議された新たな課題等に対して、積極的にかかわることに努めています。また、理事長等への「報・連・相」を大切にされた組織づくりを目指したいと考えています。



左が鞍田事務局長、右が山崎事務局長

### 貴会の課題等がありましたら、教えてください。

本会の事業に対して、各小中学校によって、認識に差があるように感じます。広報の仕方等を工夫し、各学校・PTAへの積極的な啓発が必要と考えます。また、公益目的事業の更なる拡大のために検討していく必要があります。

## PTA等共済室

- 11月 8日 (火) 神奈川県PTA協議会安全互助会・第7回法人化・共済事業準備委員会 (吉谷)
- 11月18日 (金) 日本PTA年次表彰式  
(大臣、有松局長、西井課長、渡辺室長、下田補佐、吉谷、会田、松田)
- 11月19日 (土)～20日 (日) 第47回中国・四国地区子ども会育成研究協議会・鳥根大会 (吉谷)
- 11月24日 (木) 神奈川県PTA協議会安全互助会・理事会・設立総会 (吉谷)
- 11月25日 (金) 全国高等学校等安全互助会連絡協議会・研修会 (吉谷)



全国高等学校等安全互助会連絡協議会  
研修会の様子

### 文科省主催平成28年度第2回PTA等共済法研修会のお知らせ

2月 9日 (木) 13:00～17:00 自治体向け

2月10日 (金) 13:00～17:00 団体向け <広い会議室を確保できました。>

共済事業に携わる事務局の皆さま、新任事務局長、理事や監事の皆さまも是非、この機会に研修に御参加下さい。開催案内は、12月中旬頃に発出予定です。

■ 編集後記 早いもので、もう12月に入りました。東京都心でも1962年以来54年ぶりの11月の降雪となりました。日に日に寒さが増し、「冬支度」が必要になってきました。「冬支度」というと、寒さに備えてコートやブーツを出したり、暖房器具を出し点検したり、灯油を購入する等があると思いますが、雪国で育った私は、庭木の雪囲いや窓への雪囲いを思い出します。

東京の我が家では、雪囲いはしませんが、庭木の剪定をしています。東京でもテレビ中継がされるほど雪深い八王子では、ここ数年、一度に大量の雪が降り、枝折れが発生します。低い庭木は自分で剪定をし、高くて大きな木などは、シルバー人材センターの植木屋さんをお願いしています。雪が消え春になる頃、芽生え、鮮やかな緑が映え、綺麗に花を咲かせてくれるように、丁寧にやっています。今は、山茶花(さざんか)が咲きます。時々毛虫で悩まされる木で、何度も切ろうかとも考えましたが、こうして色鮮やかな紅い花を咲かせる様を見ると感動と癒しも与えてくれ、なかなか切れるものではありません。

「冬支度」「備え」という点では、共済も同じかもしれません。怪我や病気はない方が一番ですが、安心して活動する心の支えになり、早期に日常に戻るための支援になるものです。もうすぐ来年度に向けた申込の時期がやってきます。(PTA等共済室：吉谷)